

自然災害（洪水）とまちづくり に関する取組みについて

<目次>

1. 背景
2. 洪水リスクを考慮した土地利用誘導にあたっての基本的な考え方
3. 「洪水リスクを特に留意すべき地域」の設定について
4. 具体的な施策展開例について

1. 背景

(1) はじめに

自然災害リスク（土砂、津波、浸水等）に対しては個別法ごとに義務や規制等がなされているが、浸水災害については、府管理河川ごとに「洪水リスク表示図」を公表しているものの法的根拠がないため、土地利用計画や土地取引における重要事項説明の義務などの制限がない状況にある。

そのような中、洪水リスク情報をまちづくりに活用していくにはどのような方策があるか、
施策展開に向け検討を深めたい。

1. 背景

－災害種別に応じた個別法による規制区域と規制の内容－

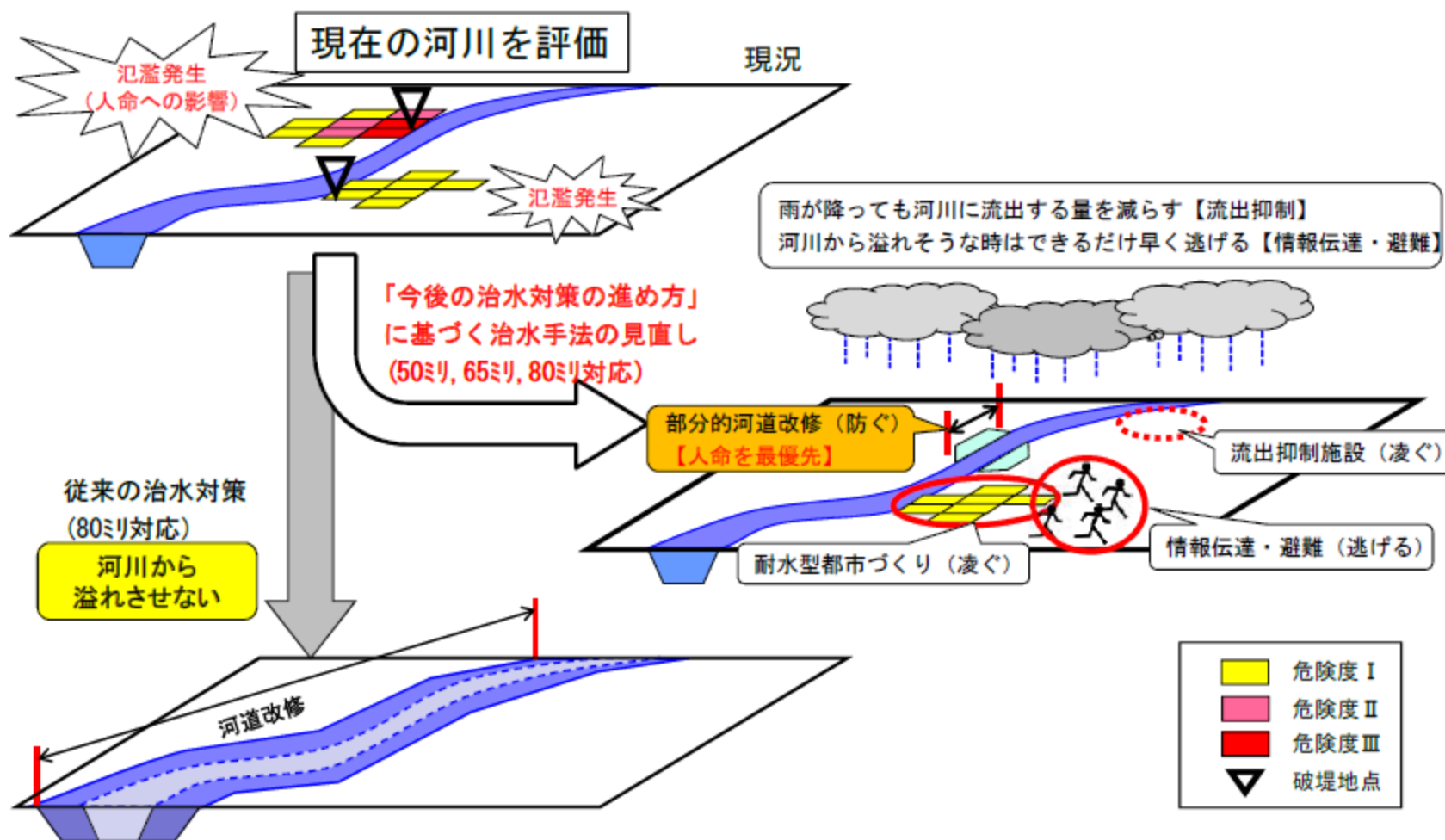
災害種別	法律	義務、規制等	備考
土砂災害	土砂災害防止対策の推進に関する法律	土砂災害特別警戒区域の指定（法 8 条 知事指定）により、 <u>開発行為及び建築を制限</u>	<u>レッドゾーン</u>
		土砂災害警戒区域の指定（法 6 条 知事指定）により、警戒避難体制を整備	イエローゾーン
	急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律	急傾斜地崩壊危険区域の指定（法 3 条 知事指定）により、 <u>建築基準法 3 9 条（災害危険区域）に基づき建築を制限</u>	
津波災害	津波防災地域づくりに関する法律	津波災害特別警戒区域の指定（法 7 2 条 知事指定）により、 <u>開発行為及び建築を制限</u>	<u>レッドゾーン</u> <u>オレンジゾーン</u>
		津波災害警戒区域の指定（法 5 3 条 知事指定）により、警戒避難体制を整備	イエローゾーン
		津波浸水想定区域の指定（法 8 条 知事指定）により、市町村は津波防災地域づくりを総合的に推進するための計画を作成	
浸水災害	水防法	洪水浸水想定区域の指定（法 1 4 条 国交大臣・知事指定）により、避難体制等を整備	大阪府管理154河川のうち、39河川が対象
		雨水出水浸水想定区域の指定（法 1 4 条の 2 知事・市町村長指定）により、避難体制等を整備	
		高潮浸水想定区域の指定（法 1 4 条の 3 知事指定）により、避難体制等を整備	
	法的位置付け無し	「洪水リスク表示図」の公表により、河川氾濫や浸水の可能性を示し、生命を守るための避難行動につなげる	大阪府独自基準（全河川で公表済み）

他の災害と同様に土地利用規制をするには、法的な整理が必要となるが、現制度でどのような方策があるか検討を深める。

1. 背景

(2) 大阪府の治水対策 (今後の治水対策の進め方 -平成22年6月策定-)

「今後の治水対策の進め方」について



1. 背景

(2) 大阪府の治水対策 (今後の治水対策の進め方 –平成22年6月策定–)

【基本的な理念】

人命を守ることを最優先とする

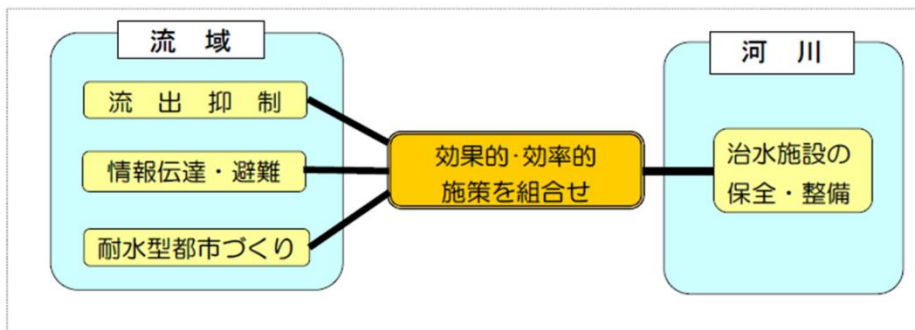
【取組み方針】

- ① 現状での河川氾濫・浸水の危険性に対する府民の理解を促進する
- ② 「逃げる」「凌ぐ」施策を強化するとともに「防ぐ」施策を着実に実施
- ③ 府民が対策の効果を実感できる期間（概ね10年）での実現可能な対策及び実施後の河川氾濫・浸水の危険性を分かりやすく提示する

【今後20～30年の当面の治水目標】

時間雨量50mm（1/10）で床下浸水を発生させない、かつ少なくとも65mm（1/30）で床上浸水を発生させない

【総合的・効果的な治水手法の組合せ】



治水手法(流出抑制)とまちづくり手法(耐水型都市づくり)を組み合わせた施策

流出抑制 → 雨が降っても河川へ出る水量を減らす（調整池の設置、ため池の治水活用等）

情報伝達・避難 → 河川からあふれそうなときはできるだけ早く逃げる

耐水型都市づくり → 河川からあふれても被害が最小限となる街をつくる（建物の耐水化、高床化、地盤のかさ上げ等）

治水施設の保全・整備 → 河川堤防の決壊による氾濫をできるだけ回避するなど、河川へ出てきた水は可能な限りあふれさせない

1. 背景

整備段階	整備の考え方	整備後の状況	
現況			
河川整備計画 (20~30年後)	<p>《基本方針》</p> <ul style="list-style-type: none"> ➤ 時間雨量50ミリ程度（1/10）で床下浸水を発生させない、かつ少なくとも65ミリ程度（1/30）で床上浸水を発生させない。 ➤ 河川毎に当面の治水目標を設定（時間雨量50ミリ程度（1/10）、65ミリ程度（1/30）、80ミリ程度（1/100））。 <p>人命を守ることを最優先に人家のある区間を対象に整備</p>	<p>人家有</p> <p>人家無</p>	<p>1/10の外力に対して床下浸水なし。当面の治水目標の外力に対して、床上浸水なし。</p> <p>1/10の外力に対しても浸水が発生するなど洪水リスクが残る地域がある。</p>
将来計画	全ての河川で時間雨量80ミリ程度（1/100）へ対応。	<p>有 人家</p> <p>無 人家</p>	1/100の外力に対して浸水なし。

際限のない外力について、計画規模を超える降雨に対して洪水リスクが存続する。

洪水リスクが残る地域に対して、土地利用の工夫を図る必要がある。

- ・現在人家がないところは、新たに人家が建つことのないような工夫や建てる際には対策を講じることが必要。
- ・現在人家があるところは、耐水化や避難体制の強化が必要。

1. 背景

(3) これまでの取組み

・平成22年6月 大阪府河川整備委員会

「今後の治水対策の進め方」

今後20～30年程度の地先の危険度の低減と合せて、想定外の降雨に対しても流域全体の被害を低減するため、「流出抑制」、「治水施設の保全・整備」、「耐水型都市づくり」、「情報伝達・避難」の治水手法を総合的・効果的に組合せる。

・平成23年3月 大阪府都市計画審議会

都市計画区域マスタープランに河川整備の方針を位置付け

想定外の降雨に対しても流域全体の被害を軽減するために、治水施設の整備だけでなく、今後の土地利用のあり方等の検討や雨水貯留・浸透事業（校庭貯留・各戸貯留等）、ため池利用、農空間の保全等の対策を行う。

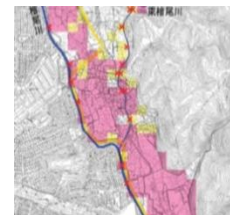
・平成24年3月 「市街化調整区域における地区計画のガイドライン」改訂 地区計画の対象外区域に「溢水や湛水等の発生のおそれのある区域」を追加

時間雨量50mm（1/10）で床上浸水が想定される箇所
（S45都市局長・河川局長通達）

・平成23年度～25年度 府管理154河川の洪水リスク表示図の作成、公表

・平成26年度 洪水リスクの周知

- ・市町村開発行政担当課、市町村農業員会 洪水リスク表示図の備え付けについて（依頼）
- ・住宅まちづくり部（建築指導室）HPにて「洪水リスク（土砂災害・洪水・津波）」を掲載
- ・公益社団法人全日本不動産協会 HPにて「洪水リスク（土砂災害・洪水・津波）」を掲載



洪水リスク表示図

・平成28年2月 第1回大阪府まちづくりと自然災害に関する懇話会

（学識経験者及び関係部局による施策検討につながる幅広い意見交換）

・平成29年1月 第2回大阪府まちづくりと自然災害に関する懇話会

→ 条例化なども視野に入れつつ、限定的なところからでも「水害に強いまち」を具体化するためのアクションを起こす。

・平成29年3月 大阪府河川整備審議会 – 今後の治水対策の実施に関する意見 –

大阪府全体を水害に強いまちとして維持していくため独自の制度的枠組みを構築していくことが不可欠

運用に反映していくために、洪水リスクが高い区域の定義を決める必要がある

・平成30年2月 「市街化区域及び市街化調整区域の区域区分変更についての基本方針」改訂

災害リスクが高い区域は原則市街化区域に編入しないとともに、既に市街化区域であっても災害リスクが高い区域については必要に応じて市街化調整区域への編入を検討する旨の考え方を記載

1. 背景

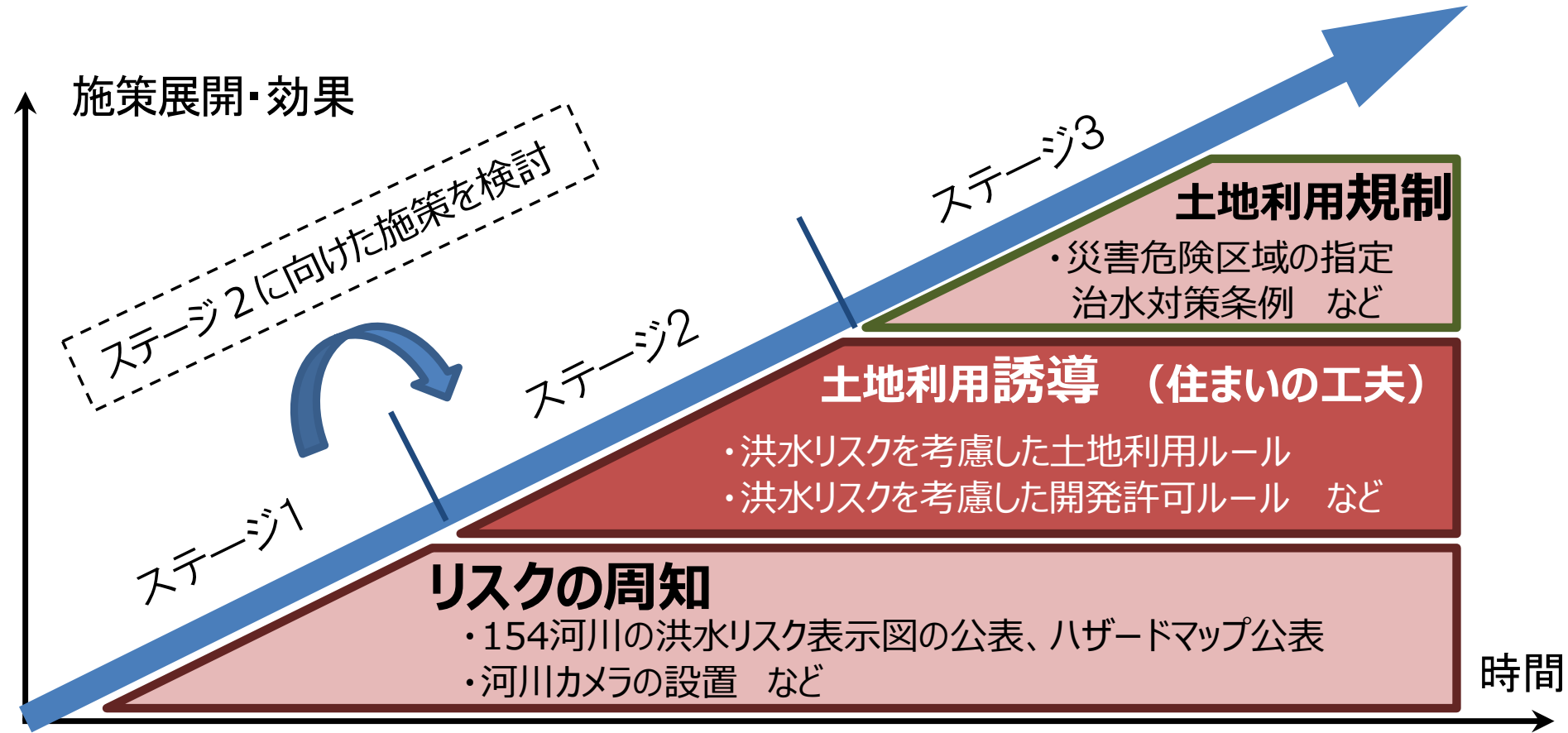
洪水リスクを公表しているものの、府民や市町村へのより分かりやすい周知及び洪水リスクを考慮した土地利用誘導が必要である。

- ・土地利用誘導をはかるべき「洪水リスクを特に留意すべき地域」はどこか
- ・水害に強いまちづくり施策の展開に向けた、「将来像」及び「当面取組むべき施策」

(参考：まちづくりと自然災害に関する懇話会での主なご意見)

- ・洪水リスクが高い地域には、災害危険区域指定ができるようにすべき。そういう条例もつくるべき。
- ・リスクに応じて都市の形を変えていくことは正論過ぎるが、都市計画としてどう行動するのか方法を整理するべき。
- ・自発的に動いてくれるような社会風潮や雰囲気をつくっていくべき。その上で、規制の概念が入ってくるイメージ。
- ・危険なところを地形地物で指定すれば、その区域の中で、「規制」や「誘導」等の施策を検討していくことは可能。

2. 洪水リスクを考慮した土地利用誘導にあたっての基本的な考え方



3. 「洪水リスクを特に留意すべき地域」の設定について

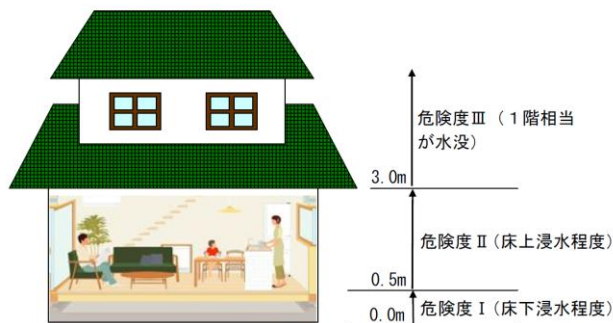
「洪水リスクを特に留意すべき地域」の区分け（案）

	1/10	1/30	1/100	1/200
危険度Ⅰ				
危険度Ⅱ	●	●	●	●
危険度Ⅲ	●	●	●	●

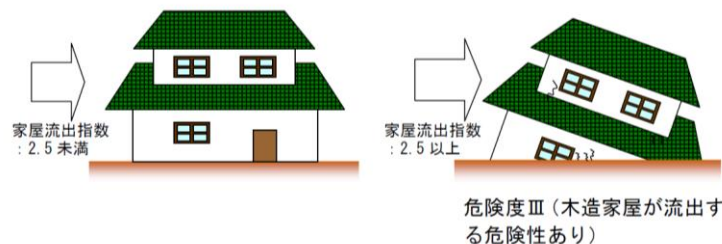
【1/100(年超過確率1/100)の洪水について】

毎年、1年間にその規模を超える洪水が発生する確率が1/100(1%)であること。
 30年間にその規模を超える洪水が1回も発生しない確率は約74%($= (99/100)^{30}$)となる。
 よって、30年間に少なくとも1回はその規模を超える洪水が発生する確率は約26%($= 1 - 0.74$)となる。

【想定浸水深による区分】



【家屋流出指数による区分】



論点1

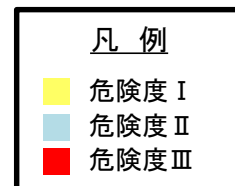
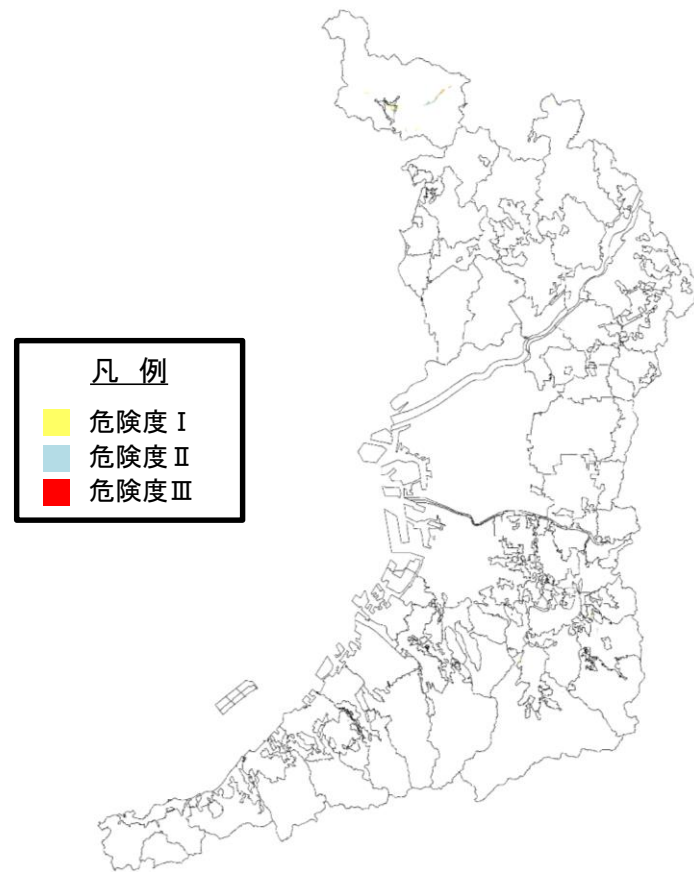
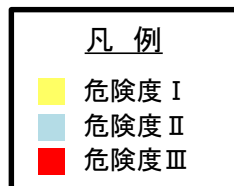
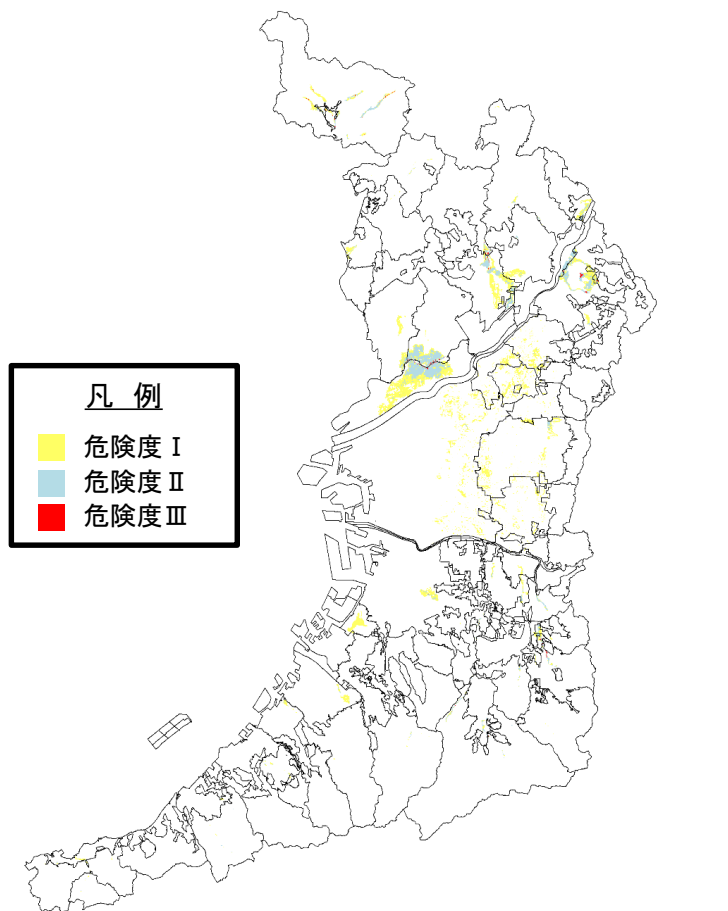
「洪水リスクを特に留意すべき地域」の設定にあたり、外力規模、被害の大きさをどのようにとらえるか。

3. 「洪水リスクを特に留意すべき地域」の設定について

洪水リスク表示図: 1/10

現況

河川改修後



	面積		
	全体	市街化区域	調整区域
危険度Ⅰ	3863ha(2.0%)	3372ha	491ha
危険度Ⅱ	1431ha(0.8%)	1093ha	338ha
危険度Ⅲ	50ha(0.03%)	28ha	22ha

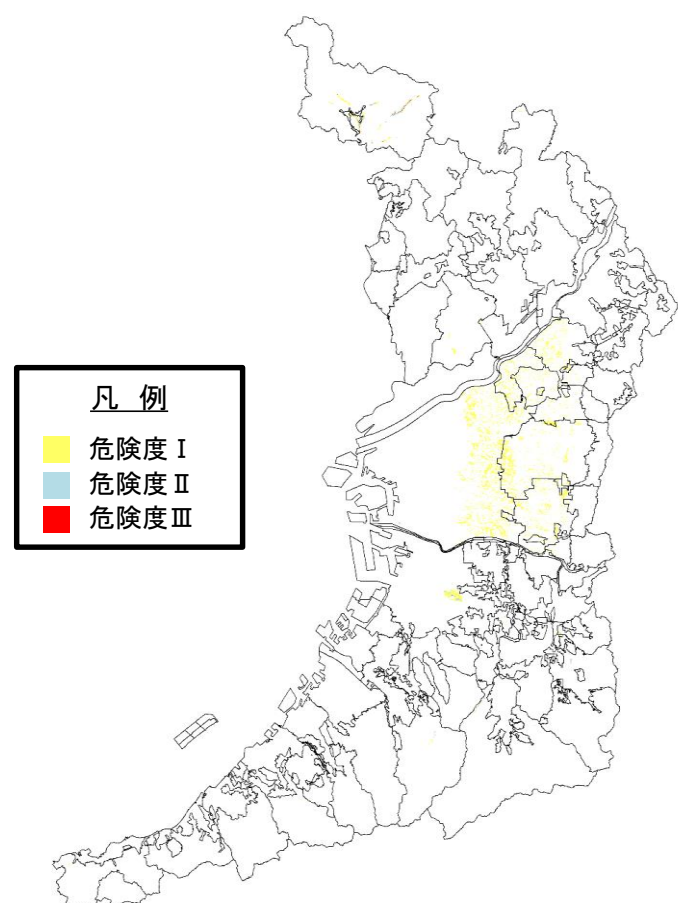
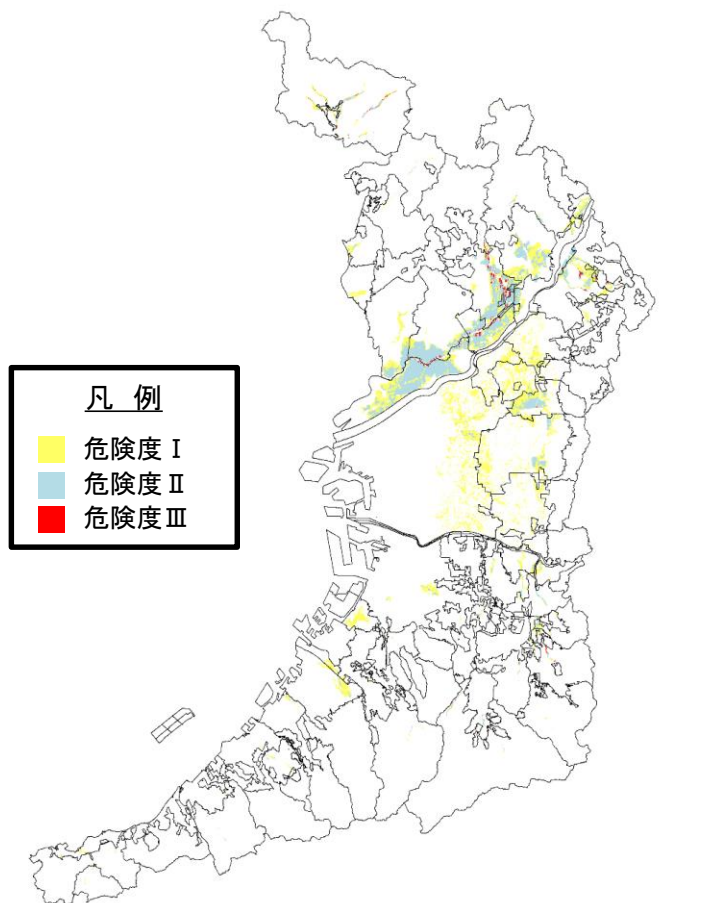
	面積		
	全体	市街化区域	調整区域
危険度Ⅰ	60ha(0.03%)	1ha	59ha
危険度Ⅱ	65ha(0.03%)	2ha	63ha
危険度Ⅲ	5.9ha(0.003%)	0.003ha	5.9ha

3. 「洪水リスクを特に留意すべき地域」の設定について

洪水リスク表示図: 1/30

現況

河川改修後



	面積		
	全体	市街化区域	調整区域
危険度Ⅰ	7824ha(4.1%)	7102ha	722ha
危険度Ⅱ	5068ha(2.7%)	4355ha	713ha
危険度Ⅲ	213ha(0.1%)	148ha	65ha

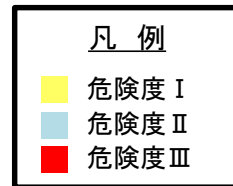
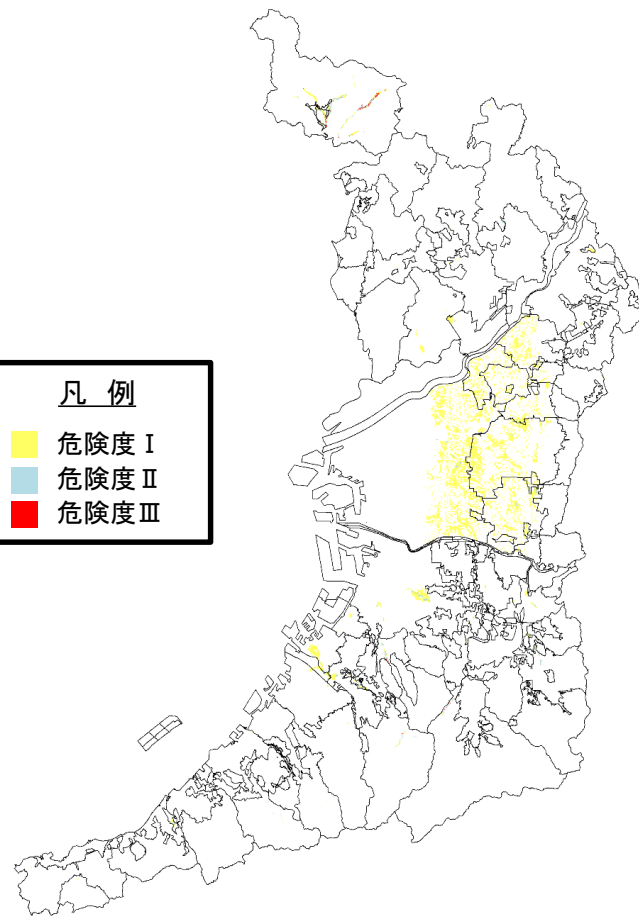
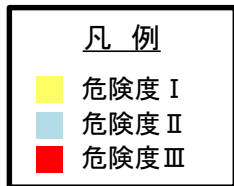
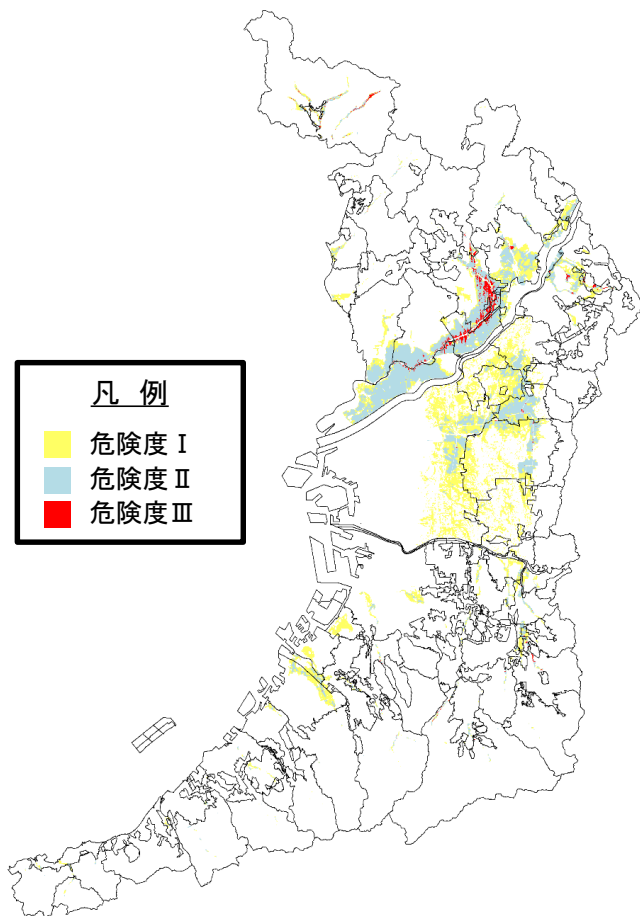
	面積		
	全体	市街化区域	調整区域
危険度Ⅰ	2827ha(1.5%)	2590ha	237ha
危険度Ⅱ	116ha(0.1%)	20ha	96ha
危険度Ⅲ	13.9ha(0.01%)	0.8ha	13.1ha

3. 「洪水リスクを特に留意すべき地域」の設定について

洪水リスク表示図: 1/100

現況

河川改修後



	面積		
	全体	市街化区域	調整区域
危険度 I	10870ha(5.7%)	9869ha	1001ha
危険度 II	8461ha(4.5%)	7505ha	957ha
危険度 III	605ha(0.3%)	453ha	152ha

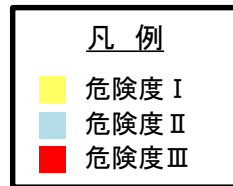
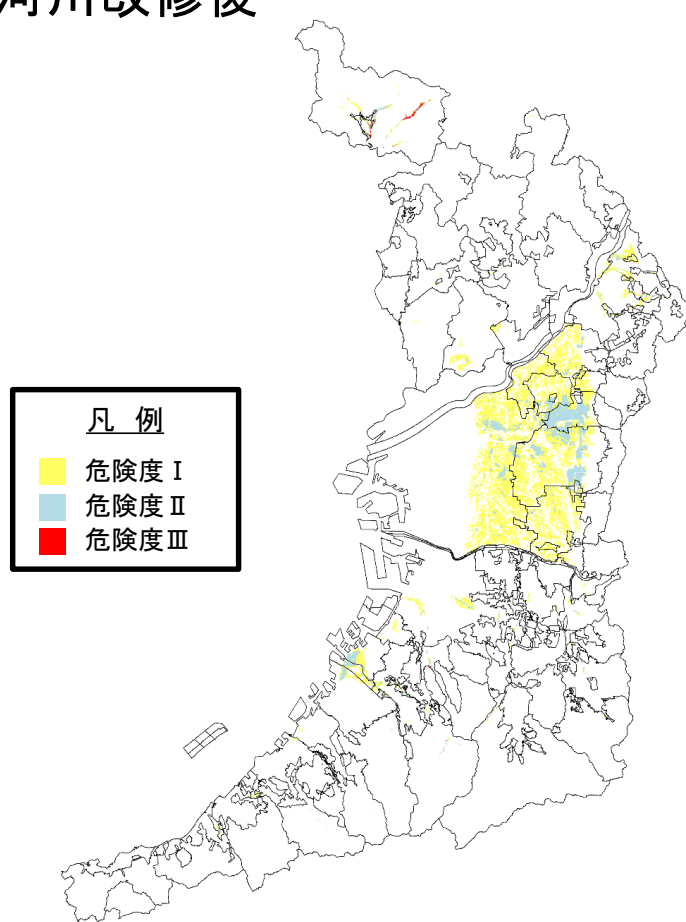
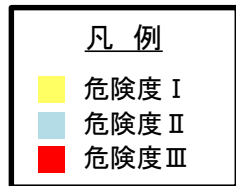
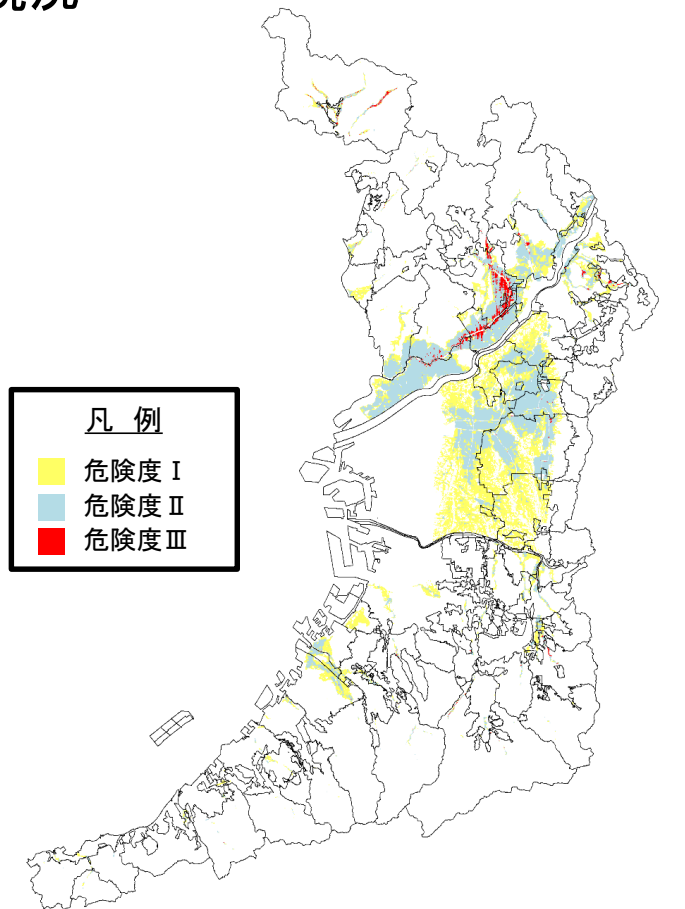
	面積		
	全体	市街化区域	調整区域
危険度 I	5374ha(2.8%)	4987ha	387ha
危険度 II	277ha(0.1%)	103ha	174ha
危険度 III	33.7ha(0.02%)	0.7ha	33.0ha

3. 「洪水リスクを特に留意すべき地域」の設定について

洪水リスク表示図: 1/200

現況

河川改修後



	面積		
	全体	市街化区域	調整区域
危険度Ⅰ	13524ha(7.1%)	12354ha	1170ha
危険度Ⅱ	13095ha(6.9%)	11785ha	1309ha
危険度Ⅲ	704ha(0.4%)	511ha	193ha

	面積		
	全体	市街化区域	調整区域
危険度Ⅰ	11662ha(6.1%)	10996ha	666ha
危険度Ⅱ	2895ha(1.5%)	2526ha	369ha
危険度Ⅲ	66ha(0.03%)	4ha	62ha

4. 具体的な施策展開例について

洪水リスクが高い区域への対応施策として、どのようなものが考えられるか？

府民の自発的な取組みを促す施策検討
 ・リスク周知、リスク情報の精度向上
 ・避難体制等の整備
 ・土地取引における重要事項説明 等

まちづくり施策の検討

(例) 都市計画制度、
 開発許可、農地転用等

洪水リスクが高い区域に対してのまちづくり施策での対応（手続き）

都市計画制度	開発許可	農地転用許可	建築確認
● 都市計画区域マスタープラン（土地利用方針）			
● 区域区分（線引き）の決定方針			
● 市街化調整区域 地区計画	● 市街化調整区域 開発許可	◆ 農地転用許可	◆ ※建築確認
○ 都市計画 マスタープラン	○ 市街化区域 開発許可		
○ 立地適正化計画			

市町村の施策見直しに
 繋げる仕組みを検討

まちづくり施策の進め方を検討

まちづくり施策の実施

- 府権限のもの
- 市町村権限のもの
- ◆ 府権限と市町村権限
 が分かれるもの
- ※ 指定確認検査機関
 (民間)でも審査可

論点2

「洪水リスクを特に留意すべき地域」に対し、どのような施策展開を行うべきか。15

4. 具体的な施策展開例について

		これまでの取組み（ステージ1）	当面取組む施策（ステージ2）	将来像（ステージ3）
リスクの周知		<ul style="list-style-type: none"> ・府管理154河川の洪水リスク表示図を公表 ・洪水リスクの高い157地区へのリスク周知 ・河川カメラの設置 	<ul style="list-style-type: none"> ・洪水リスク表示図の解像度UP ・想定最大規模の洪水リスク公表 ・「洪水リスクを特に留意すべき地域」の明確化（外力・浸水深さ） ・不動産関連事業者に洪水リスクの説明会を実施する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・「洪水特別警戒区域（仮称）」の区域指定 ⇒災害危険区域の指定 ・建築物の移転等の勧告、支援措置 ・重要事項説明の義務 など
土地利用誘導	都市計画	<ul style="list-style-type: none"> ・市街化区域及び市街化調整区域の区域区分変更についての基本方針：「災害リスクが高い区域は原則市街化区域に編入しないと、既に市街化区域であっても災害リスクが高い区域については必要に応じて市街化調整区域への編入を検討する」 ・市街化調整区域における地区計画のガイドライン：「溢水や湛水等の発生のおそれのある区域は地区計画策定の対象外とする。」 	<ul style="list-style-type: none"> ・洪水リスクの高い地域（例えば、1/30で床上以上の浸水など）は、立地適正化計画の誘導区域から外し、届出制度を活用しリスク周知を図る旨のルールを作成する。 ・「市街化調整区域における地区計画のガイドライン」に、洪水リスクの高い地域（例えば、1/30で床上以上の浸水など）は、地区計画策定時に高上げ等の対策を助言する旨のルールを作成する。 <p style="text-align: right;">※市町村との調整の上、実施</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・災害危険区域の指定に伴う、開発行為及び建築を制限 ・建築物の移転等の勧告、支援措置 ・重要事項説明の義務 など
	開発審査	<ul style="list-style-type: none"> ・市町村開発行政担当課長及び市町村農業委員会会長宛てに、「洪水リスク表示図の備え付けについて（依頼）」を送付 ・公益社団法人 全日本不動産協会のHPにて「災害リスク（土砂災害・洪水・津波）」を掲載 	<ul style="list-style-type: none"> ・建築士会や事務所協会に、洪水リスクの説明会を実施する。 ・「開発許可手続き」の際に、洪水リスクの高い地域（例えば、1/30で床上以上の浸水など）は開発行為にあたって高上げ等の対策を助言する旨のルールを作成する。 ・「農地転用手続き」の際に、洪水リスクの高い地域（例えば、1/30で床上以上の浸水など）は高上げ等の対策を助言する旨のルールを作成する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・建築物の移転等の勧告、支援措置 ・重要事項説明の義務 など
流出抑制		<ul style="list-style-type: none"> ・寝屋川流域において流出抑制施設設置の義務化 ・その他「調整池等流出抑制施設技術基準(案)」により指導 ・ため池の治水活用 	<ul style="list-style-type: none"> ・ため池の治水活用の推進 	<ul style="list-style-type: none"> ・流出抑制施設の設置義務化 ・ため池保全の義務化
建物の耐水化		—	<ul style="list-style-type: none"> ・防災拠点となる公的施設の耐水化（例えば、1/30で床上以上の浸水地域は、高上げ等の対策を実施） 	<ul style="list-style-type: none"> ・洪水リスクの高い地域では、建替え時に建物の耐水化を義務化

参考

(参考) 国や他府県の状況

年度	大阪府	国	その他
～H26		★災害リスク情報の活用と連携によるまちづくりの推進について（H24.3）	○兵庫県総合治水条例（H24.4） ⇒“開発調整池”設置・保全の義務 ○滋賀県流域治水条例（H26.3） ⇒“浸水警戒区域の指定”
H27	○「第1回まちづくりと自然災害に関する懇話会」（H28.2）	☆「水災害分野における気候変動適応策のあり方について 答申」（H27.8）⇒“災害リスクを考慮した土地利用、住まい方” ▲H27.9月関東・東北豪雨による災害 ☆「大規模氾濫に対する減災のための治水対策の在り方について 答申」（H27.12）⇒“水害リスクを踏まえた土地利用の促進”	
H28	○「第2回まちづくりと自然災害に関する懇話会」（H29.1）		○災害からの安全な京都づくり条例（H28.8） ⇒“宅地建物取引業者に係る災害危険情報の提供及び把握”
H29	▲H29年台風21号による災害 ○「市街化区域及び市街化調整区域の区域区分変更についての基本方針」改訂	☆「『水防災意識社会』の再構築に向けた緊急行動計画（H29.6）」⇒“適切な土地利用の促進”	○大和川流域における総合治水の推進に関する条例（H29.10） ⇒“ため池廃止の届け出”
H30	▲H30年7月豪雨による災害 ▲H30年台風21号による高潮	▲H30年7月豪雨による災害 ☆「大規模広域豪雨を踏まえた水災害対策検討小委員会」（審議中）⇒“住民の住まい方の改善” ★「立地適正化計画における災害の発生のおそれのある区域の取扱いについて」（通知）	

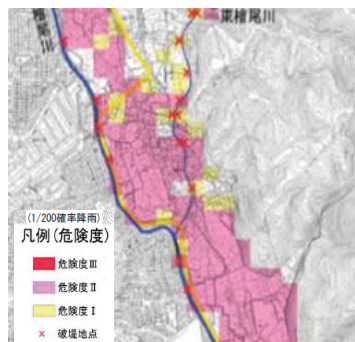
★：都市局の動き

☆：水管理・国土保全局の動き

(参考) これまでの取組内容

取組み事例

対象	取組み内容
住民	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 府管理河川の洪水リスク表示図の公表(HP、土木事務所にて閲覧可) ✓ 洪水リスクの高い157地区へのリスク周知 ✓ 河川カメラの設置
市町村農業委員会	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 市町村農業委員会会長宛てに、河川室長・農政室長連名で「洪水リスク表示図の備え付けについて(依頼)」を送付。 ✓ 各地区の農業員会職員協議会等の場で説明を実施。(H27年度7回実施)
府・市開発担当	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 市町村開発行政担当課長宛てに、河川室長名で「洪水リスク表示図の備え付けについて(依頼)」を送付。 ✓ 開発指導行政協議会総会において、市町村開発担当者に対して洪水リスク表示図の活用を依頼。 ✓ 府住宅まちづくり部(建築指導室)のHPにて「災害リスク(土砂災害・洪水・津波)」を掲載。
不動産協会	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 公益社団法人全日本不動産協会のHPにて「災害リスク(土砂災害・洪水・津波)」を掲載。



洪水リスク表示図



河川カメラ映像

(参考) 土砂災害

【参考】基礎資料

土砂災害：土石流・地すべり・がけ崩れ等があり、長雨や集中豪雨がきっかけで起こることが多い

◆ 土砂災害防止対策の推進に関する法律 ―被害を受ける土地対策―

土砂災害から国民の生命及び身体を保護するため、土砂災害が発生するおそれがある土地の区域を明らかにし、当該区域における警戒避難体制の整備を図るとともに、著しい土砂災害が発生するおそれがある土地の区域において一定の開発行為を制限し、建築物の構造の規制に関する所要の措置を定めるほか、土砂災害の急迫した危険がある場合において避難に資する情報を提供すること等により、土砂災害の防止のための対策の推進を図り、もって公共の福祉の確保に資することを目的とする

・土砂災害特別警戒区域(レッドゾーン)とは

急傾斜地の崩壊等が発生した場合に、建築物に損壊が生じ住民等の生命又は身体に著しい危害が生ずるおそれがあると認められる区域で、特定の開発行為に対する許可制、建築物の構造規制等が行われる

・土砂災害警戒区域(イエローゾーン)とは

急傾斜地の崩壊等が発生した場合に、住民等の生命又は身体に危害が生じるおそれがあると認められる区域であり、危険の周知、警戒避難体制の整備が行われる

・区域指定の進捗状況(平成29年度末時点)

土砂災害警戒区域：8,345箇所

うち、土砂災害特別警戒区域を含む箇所：7,758箇所

・区域指定に伴う義務、規制等



区域	義務、規制等
土砂災害特別警戒区域 (レッドゾーン)	<ul style="list-style-type: none">・市町村による警戒避難体制整備の義務(市町村地域防災計画)・土地取引における重要事項説明の義務・特定の開発行為に対する規制(対象:住宅宅地分譲、災害時要援護者関連施設のための開発行為)・建築物の構造規制(建築基準法施行令80条の3:居室を有する建築物の構造耐力に関する基準)・建築物の移転勧告(移転支援:住宅金融支援機構融資、がけ地近接等危険住宅移転事業等)
土砂災害警戒区域 (イエローゾーン)	<ul style="list-style-type: none">・市町村による警戒避難体制整備の義務(市町村地域防災計画)・土地取引における重要事項説明の義務

(参考) 土砂災害

【参考】基礎資料

土砂災害：土石流・地すべり・がけ崩れ等があり、長雨や集中豪雨がきっかけで起こることが多い

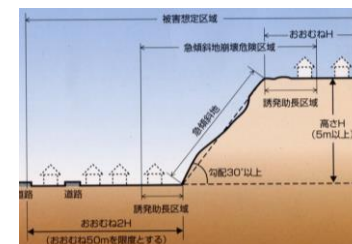
◆ 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律 —災害の発生源の規制とその対策工事— 土地所有者、被害を受けるおそれのあるものが自ら対策を実施することが原則

急傾斜地の崩壊による災害から国民の生命を保護するため、急傾斜地の崩壊を防止するために必要な措置を講じ、もつて民生の安定と国土の保全とに資することを目的とする

- ・土砂災害特別警戒区域内家屋の移転・補強
住民が実施する対策に対し費用の一部を支援(移転助成、補強助成)
- ・急傾斜地崩壊対策の施設整備(ハード対策)
- ・急傾斜地崩壊危険区域とは

崩壊するおそれのある急傾斜地で、その崩壊により相当数の居住者その他の者に危害が生ずるおそれのあるもの及びこれに隣接する土地のうち、当該急傾斜地の崩壊が助長され、又は誘発されるおそれがないようにするため、特定の開発行為や建築行為を制限する区域

- ・区域指定の進捗状況(平成29年度末時点)
急傾斜地崩壊危険区域：2,357箇所
- ・区域指定に伴う義務、規制等



区域	義務、規制等
急傾斜地崩壊危険区域	<p>急傾斜地の崩壊により被害を受けるおそれのある者は、被害を除却又は軽減するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない</p> <p>特定の開発行為・建築行為に対する許可制 建築基準法39条にもとづく災害危険区域となり、建築に関する制限(大阪府建築基準法施行条例第3条)</p> <ul style="list-style-type: none">・第1種地区:住居の用に供する建築物を建築してはならない・第2種地区:住居の用に供する建築物の主要構造部は、鉄筋コンクリート造等の構造としなければならない

(参考) 津波災害

【参考】 基礎資料

津波災害

◆ 津波防災地域づくりに関する法律

津波による災害を防止し、又は軽減する効果が高く、将来にわたって安心して暮らすことのできる安全な地域の整備、利用及び保全を総合的に推進することにより、津波による災害から国民の生命、身体及び財産の保護を図るため、国土交通大臣による基本指針の策定、市町村による推進計画の作成、推進計画区域における特別の措置及び一団地の津波防災拠点市街地形成施設に関する都市計画に関する事項について定めるとともに、津波防護施設の管理、津波災害警戒区域における警戒避難体制の整備並びに津波災害特別警戒区域における一定の開発行為及び建築物の建築等の制限に関する措置等について定め、もって公共の福祉の確保及び地域社会の健全な発展に寄与することを目的とする

・津波災害特別警戒区域(オレンジ・レッドゾーン)とは

津波が発生した場合に、建築物が損壊・浸水し、住民等の生命・身体に著しい危害を生ずるおそれがある区域で、一定の開発行為・建築を制限すべき区域

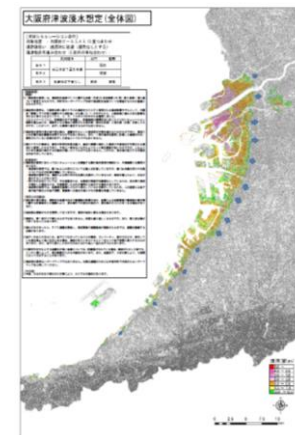
・津波災害警戒区域(イエローゾーン)とは

津波が発生した場合に、住民等の生命・身体に危害が生ずるおそれがある区域で、津波災害を防止するために警戒避難体制を特に整備すべき区域

・区域指定の進捗状況(平成29年度末時点) : 府内指定無

・津波浸水想定とは 津波により浸水するおそれがある土地の区域及び浸水した場合に想定される水深

・区域指定に伴う義務、規制等



大阪府津波浸水想定

区域	義務、規制等
津波災害特別警戒区域 (オレンジ・レッドゾーン)	土地利用(開発行為及び建築)を制限 社会福祉施設、病院、学校等について、津波に対して安全な構造のものとして技術的基準に適合 等
津波災害警戒区域 (イエローゾーン)	警戒避難体制の整備 ※開発規制はない 市町村地域防災計画の拡充、避難促進施設に係る避難確保計画 等

(参考) 浸水災害

【参考】基礎資料

浸水災害

◆ 水防法

洪水、雨水出水、津波又は高潮に際し、水災を警戒し、防御し、及びこれによる被害を軽減し、もって公共の安全を保持することを目的とする

・洪水浸水想定区域とは

想定最大規模降雨(1/1000相当)により当該河川が氾濫した場合に浸水が想定される区域
(国交大臣、知事指定)

・雨水出水浸水想定区域とは 雨水出水: 公共の水域等に雨水を排水できないことによる出水(内水)

想定最大規模降雨(1/1000相当)により当該指定に係る排水施設に雨水を排除できなくなった場合又は当該指定に係る排水施設から河川その他の公共の水域若しくは海域に雨水を排除できなくなった場合に浸水が想定される区域(知事、市町村長指定)

・高潮浸水想定区域とは

想定し得る最大規模(1/1000相当)の高潮により当該海岸について高潮による氾濫が発生した場合に浸水が想定される区域(知事指定)

・区域指定の進捗状況(平成29年度末時点)

洪水浸水想定区域 : 39河川 (洪水予報河川、水位周知河川) 水防法改定前

・区域指定に伴う義務、規制等

区域	義務、規制等
洪水浸水想定区域	浸水被害の危険を周知、避難体制等を充実・強化
雨水出水浸水想定区域	下水道管理者と連携した水防活動の推進、避難体制等を充実・強化
高潮浸水想定区域	避難体制等を充実・強化



洪水浸水想定区域

(参考) 浸水災害

【参考】 基礎資料

浸水災害

◆ 洪水リスク表示図（法的位置付け無し）

・洪水リスク表示図とは

「今後の治水対策の進め方(平成22年6月)」に基づき、地先における河川氾濫や浸水の可能性を示し、地域住民の方々と情報共有するとともに、生命を守るための避難行動につなげてもらうためのもの

・浸水想定区域図と洪水リスク表示図の相違点

浸水想定区域図は、河川の計画規模(府管理河川では100年に一度の規模が基本)の降雨時に検討時点(現状)での河川から氾濫した場合の「浸水深」を表示したもので、検討方法は全国的な基準により作成。

洪水リスク表示図は、様々な降雨を想定し、現状及び治水対策実施後における地先の「危険度(浸水深と氾濫水の流体力で評価)等」を表示。

・対象とする河川及び区間

浸水想定区域図を作成し、公表することになっている水防警報河川(洪水予報河川、水位周知河川)の39河川を含めた府管理の全154河川について作成。対象とする区間は府全管理区間。



洪水リスク表示図(HP公表済み)